

佐賀県告示第 126 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、令和元年度木材業者の登録事項を次のとおり変更した。

令和元年 12 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者					
登録 番号	登録 年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木鳥 第12号	令和元年 5月30日	変更前	三養基郡上峰町大字堤3971番地12	西日本クラフト株式会社	代表取締役 川西 康仁
		変更後	〃	西日本フレーミング株式会社 佐賀クラフト工場	代表取締役 西原 等